

佐賀県議会森林・林業活性化促進議員連盟規約

第1条 本連盟は、佐賀県議会森林・林業活性化促進議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

第2条 連盟は、森林・林業のために必要な事項を協議・検討し、県民の期待に応えうる森林整備と林業活性化及び山村振興に資することを目的とする。

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 林業施策に関する調査及び研究
- (2) 林業施策に関する意見の具申
- (3) 林業関係事業の促進
- (4) その他連盟の目的を達成するために必要な事業

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する佐賀県議会議員をもって組織する。

第5条 連盟に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
常務理事	1名
理 事	若干名
会 計	1名
監 事	2名

2 連盟に、役員として、顧問を置くことができる。

3 役員は、総会において選任する。

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、後任者が選任されるまでの間、なおその職務を行うものとする。

第7条 会長は、連盟を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 常務理事、理事及び会計は、役員会の承認を得て、連盟の運営及び連絡調整にあたる。

4 監事は、連盟の会計を監査する。

- 第8条 連盟の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。
- 2 総会は、連盟の重要事項について決する。
 - 3 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立し、出席会員の過半数の同意をもって決する。
 - 4 役員会は、会長、副会長、常務理事、理事及び会計をもって構成し、総会に付する事項及び急施を要する事項その他会長が必要と認める事項について決する。
 - 5 役員会は、出席した役員の過半数の同意をもって決する。

- 第9条 連盟の所要経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 会費は、月額2,000円とする。

- 第10条 連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 第11条 連盟の事務局を佐賀県議会内に置く。

- 第12条 この規約に定めるもののほか、連盟の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を経て会長が定める。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年7月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月29日から施行する。